

「名古屋市商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例」を制定しました。

令和 4 年 7 月 1 日以降

名古屋市内で大規模小売店舗を新設等する場合や
名古屋市内の大規模小売店舗の設置者（p.5 参照）は
条例に基づく手続 が必要となります。

条 例 制 定 の 背 景

- 名古屋市では、平成 20 年に「大規模小売店舗地域貢献ガイドライン」を策定し、店舗面積が 1,000 ㎡を超える大型店※を対象に、出店に際し、地域社会の一員として地域貢献活動を実施いただくようお願いしてきました。

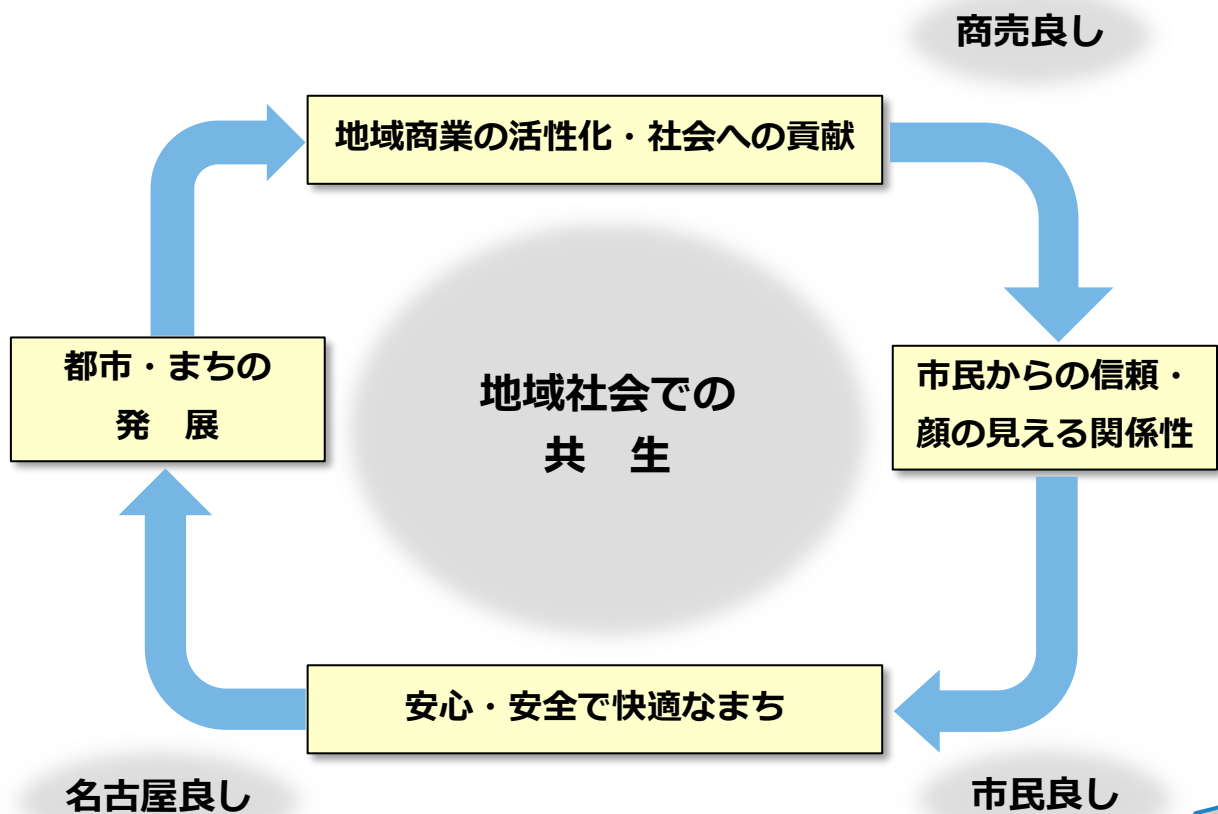
※大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）の適用を受ける大規模小売店舗をいいます。

- 一方で、多様化・複雑化する地域課題に対応し、都市の活力を維持、向上させていくためには、社会貢献を進める企業等との連携や、より良い地域社会に向けて、本市や大型店、商店街、地域等が協力し、積極的な地域貢献を推進する仕組みが必要となります。
- そこで、より良い地域社会を築いていくため、ガイドラインを基礎に取り組みを前進させ、地域貢献の理念や各主体の役割を明確化する等、地域貢献活動を一層推進する「名古屋市商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例」（以下「条例」といいます。）を制定しました。

条 例 の 特 徴

- 1 政令市では初めてとなる商業者等の地域貢献に関する条例です。
- 2 小売業やサービス業を営む者及び当該事業に使用する店舗を設置する者並びに商店街等の地域商業関係団体等を対象とし、地域社会での共生のもと、相互に協力することでより良い地域社会をめざす条例です。
- 3 大型店に関しては、その周辺地域の生活環境へ及ぼす影響の大きさに鑑み、大型店が商店街振興組合や学区連絡協議会等の公共的団体と協議して地域貢献計画書を作成し、開店後も大型店による地域貢献活動の実施状況について本市が公共的団体から意見を聴取する等、本市が関わりながら一層の地域貢献活動の推進をめざす条例です。

<条例がめざす地域社会との共生による循環モデル>



目 的（条例第1条）

- 商業者等による地域貢献活動の推進に関し、基本理念を定め、市の責務並びに商業者等及び市民の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定め、併せて大型店を設置する者による地域貢献活動を推進するための措置を講ずることにより、地域商業の活性化を図り、及び安心、安全で快適なまちづくりを推進し、もって市民生活の向上及び地域社会の持続可能な発展に寄与することを目的とします。

定 義（条例第2条）

＜ 商 業 者 等 ＞

- 商業者（小売業又はサービス業に属する事業を営む者及び当該事業の用に供する施設を設置する者）及び地域商業関係団体等（商店街振興組合、商工会、商工会議所その他商業者が組織する公共的な団体又はその連合体）をいいます。

＜ 公 共 的 団 体 ＞

- 学区連絡協議会その他地域の住民により組織された団体（小学校の通学区域以上を単位とするものに限り、）及び地域商業関係団体等をいいます。

＜ 地 域 貢 献 活 動 ＞

- まちづくりの推進その他良好な地域社会の維持及び形成に資する自主的な活動をいいます。

基本理念（条例第3条）

- 商業者等による地域貢献活動の推進は、市、商業者等及び地域の多様な主体の連携並びに商業者等の相互の連携を図りながら、これらの者が共生する地域社会の実現を目指し、また市民の理解と協力の下に、地域の特性に応じて継続的に行われなければなりません。

市の責務、商業者等・市民の役割（条例第4条～第6条）

＜市の責務＞（条例第4条）

- 基本理念にのっとり、商業者等による地域貢献活動の推進に関する施策を総合的に実施し、商業者等に対して地域貢献活動を推進するために必要な助言及び情報の提供を行うとともに、商業者等による地域貢献活動に関する市民の理解を深めるよう努めなければなりません。

＜商業者等の役割＞（条例第5条第1項）

- 地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、その事業活動を通じて、活気と魅力のある商業地の形成に資するよう努めるとともに、創意工夫を生かして、地域貢献活動を行うよう努めなければなりません。

＜大型店を設置する者の役割＞（条例第5条第2項）

- 大型店がその周辺の地域の生活環境に及ぼす影響が大きいことに鑑み、当該地域の多様な主体と相互に連携し、積極的に地域貢献活動を行うよう努めなければなりません。

＜市民の役割＞（条例第6条）

- 商業者等による地域貢献活動について理解を深めるとともに商業者等による地域貢献活動に協力するよう努めるものとします。

基本的施策（条例第7条・第8条）

＜情報の収集及び提供＞（条例第7条）

- 名古屋市は、商業者等による地域貢献活動の推進に関する取組に資するよう、当該取組に関する情報の収集及び提供を行うものとします。

＜広報及び啓発＞（条例第8条）

- 名古屋市は、商業者等及び市民が商業者等による地域貢献活動の重要性について理解を深めるとともに、商業者等による地域貢献活動の推進に資するよう、広報及び啓発を行うものとします。

条例に基づく手続きが必要となる者

- 本市が平成 20 年に策定した「大規模小売店舗地域貢献ガイドライン（以下「ガイドライン」といいます。）」は、令和 4 年 6 月 30 日をもって廃止され、**令和 4 年 7 月 1 日以降**、次の**ア～オ**のいずれかに該当する名古屋市内の大規模小売店舗（※ 1）の設置者は、**条例に基づく手続きが必要**となります。

（※ 1）大規模小売店舗立地法第 2 条第 2 項に規定する店舗面積が 1,000 ㎡を超える小売店舗。以下「大型店」といいます。

<条例に基づく手続きが必要となる者>

- ア** 大型店の新設（※ 2）又は店舗面積の増加（※ 3）をしようとする者
- イ** ガイドラインに基づく出店概要書を提出し、令和 4 年 7 月 1 日時点で、大型店の新設（※ 2）又は店舗面積の増加（※ 3）に向けて手続中の者
- ウ** ガイドラインに基づく地域貢献計画書を提出している既存の大型店の設置者
- エ** ガイドラインに基づく地域貢献計画書を提出していない既存の大型店の設置者で、大規模小売店舗立地法に基づく届出（**ア**に係る届出等を除きます。）をしようとする者
- オ** 撤退等を決定した大型店の設置者

（※ 2）大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項に規定する大型店の新設

（※ 3）増加面積が 1,000 ㎡超又は増加前の店舗面積の 1 割超のものに限ります。

- **ア～オ**のそれぞれに該当する場合の、条例に基づく手続の流れは p.6～p.8 のとおりです。

条例に基づく手続の流れ（条例第 9 条～第 16 条）

アの場合

大型店の新設又は店舗面積の増加（増加面積が 1,000 m²超又は増加前の店舗面積の 1 割超のものに限ります。）をしようとする者

- 条例に基づき以下の表の手続①～⑨（⑦を除きます。）をしなければなりません。

	時 期	手 続	内 容
開店前 （増床前）	大規模小売店舗立地法の届出又は建築確認申請の 3 か月以上前等	①新設等届出書の提出 （条例第 9 条）	大型店の新設者等が出店計画の概要や地域貢献活動の基本的な方針を本市へ提出
	新設等届出書の提出後 1 か月以内	②説明会の開催 （条例第 10 条）	大型店の新設者等が出店計画等の早期情報提供のための説明会を開催
	大型店の新設等をしようとする日の 6 か月以上前	③地域貢献計画書の作成・提出 （条例第 11 条）	大型店の新設者等が公共的団体と協議し、5 年度間の地域貢献計画書を本市へ提出
	同 上	④協議状況報告書・地域貢献対照表の作成・提出 （条例第 11 条） （運用要綱）	大型店の新設者等が公共的団体との協議状況を本市に報告するとともに、公共的団体が期待する地域貢献活動と大型店が実施を計画する地域貢献活動を比較できる表を本市へ提出
	地域貢献計画書の提出日から 2 か月以内	⑤懇談会の開催 （条例第 12 条）	大型店の新設者等が地域貢献計画書について地域に内容を周知させるとともに、地域と意見交換するための懇談会を開催
開店後 （増床後）	毎年度終了後 2 か月以内 （5 月 31 日まで）	⑥地域貢献活動実施状況報告書の提出 （条例第 13 条）	大型店の設置者が地域貢献計画書に基づいて行った地域貢献活動の実施状況を本市へ報告
	地域貢献計画書の計画期間の 4 年度目	⑦地域貢献活動の実施状況の報告に係る意見の聴取等 （条例第 14 条） ★本市が実施します。	地域貢献活動実施状況報告書に基づき、本市が公共的団体から意見を聴取し、その内容を大型店の設置者へ通知
	地域貢献計画書の計画期間の末日まで （原則 5 年ごと）	⑧地域貢献計画書等の見直しと新たな地域貢献計画書等の提出 （条例第 15 条）	大型店の設置者が公共的団体からの意見を参考に地域貢献計画書等を見直し、新たな地域貢献計画書等を本市へ提出
	撤退等を決定したとき速やかに	⑨撤退等届出書の提出 （条例第 16 条）	大型店の設置者が撤退等に当たって講じる措置等を示した届出書を本市へ提出

備考 下線部は、条例等における新たな仕組みを示します。

イの場合

ガイドラインに基づく出店概要書を提出し、令和4年7月1日時点で、大型店の新設又は店舗面積の増加に向けて手続き中の者

- 例えば、令和4年7月1日時点で、ガイドラインに基づく出店概要書を提出し、地域説明会の開催を終えている場合、これらの手続きが条例の相当の規定（**アの場合**の手続①及び②）により行われたものとみなされ（条例附則第2項）、みなされた後の手続きが条例に組み込まれるため、引き続き **アの場合** の手続③～⑨（⑦を除きます。）をしなければなりません。

ウの場合

ガイドラインに基づく地域貢献計画書を提出している既存の大型店の設置者

- 例えば、毎年度、ガイドラインに基づく地域貢献活動実施状況報告書を本市へ提出している場合、この手続きが条例の相当の規定（**アの場合**の手続⑥）により行われたものとみなされ（条例附則第2項）、みなされた後の手続きが条例に組み込まれるため、引き続き **アの場合** の手続⑥～⑨（⑦を除きます。）をしなければなりません。

エの場合

ガイドラインに基づく地域貢献計画書を提出していない既存の大型店の設置者で、大規模小売店舗立地法に基づく届出（**アの場合**等を除きます。）をしようとする者

- 大規模小売店舗立地法に基づく届出（※1）の都度、地域貢献活動実施状況報告書を提出しなければなりません（運用要綱）。

時 期	手 続	内 容
大規模小売店舗立地法に基づく届出（※1）の都度	地域貢献活動実施状況報告書の提出（運用要綱）	大型店の設置者が地域貢献活動の実施状況を本市へ報告
報告書の提出があった日の属する年度の翌年度（※2）	<u>地域貢献活動の実施状況の報告に係る意見の聴取等</u> （運用要綱） ★本市が実施します。	<u>地域貢献活動実施状況報告書に基づき、本市が公共的団体から意見を聴取し、その内容を大型店の設置者へ通知</u>
撤退等を決定したとき速やかに	<u>撤退等届出書の提出</u> （条例第16条）	<u>大型店の設置者が撤退等に当たって講じる措置等を示した届出書を本市へ提出</u>

備考 下線部は、条例等における新たな仕組みを示します。

（※1）同法第6条第1項（店舗名、小売業者等の変更）若しくは同条第2項（店舗面積、駐車場等の収容台数等、営業時間等の変更）、同法第11条第3項（設置者の地位の承継）又は同法附則第5条第1項（旧大店法の手続きを経て開店した大型店が大規模小売店舗立地法施行日以後最初に行う店舗面積、駐車場等の収容台数等、営業時間等の変更）に基づく届出
（※2）ただし、報告書の提出があった日の属する年度前3年度以内に意見の聴取等が行われている場合は除きます。

才の場合 撤退等を決定した大型店の設置者

- 令和4年7月1日以降、撤退等（事業を廃止し、若しくは相当の期間休止すること又は大規模小売店舗立地法第6条第5項の規定による届出をすること）を決定したときは、速やかに撤退等届出書を提出しなければなりません。

時 期	手 続	内 容
撤退等を決定したとき速やかに	撤退等届出書の提出 (条例第16条)	大型店の設置者が撤退等に当たって講じる措置等を示した届出書を本市へ提出

備考 下線部は、条例における新たな仕組みを示します。

- 大型店の撤退等がその周辺の地域の生活環境に及ぼす影響が大きいことに鑑み、当該地域の住民に対して早期に必要な情報の提供を行うとともに、当該地域の生活環境の悪化の防止等に十分に配慮するよう努めなければなりません。

地域貢献活動例の分野及び項目

- 以下に地域貢献活動例の分野及び項目を示します。地域貢献計画書等の作成に当たっては、市公式ウェブサイト等で地域貢献活動例を参照してください。

分 野		項 目
分野1	地域づくり	①町の美化、②交通安全、③地域の祭り・スポーツ・文化活動、④地域商業関係団体等との連携、⑤まちづくりに取り組む団体等との連携、⑥地元製品の積極的なPR販売促進、⑦その他
分野2	防犯	①生活安全、②青少年健全育成、③店舗敷地内外における防犯対策、④緊急通報体制、⑤その他
分野3	防災	①災害への備え、②災害発生時の活動、③その他
分野4	自然環境	①3Rの推進、②省エネルギー対策、③環境マネジメントシステムの導入、④自動車に頼らない店舗展開、⑤ヒートアイランド・地球温暖化対策、⑥その他
分野5	健康・福祉・子育て	①健康づくり、②障害者・高齢者への配慮、③子育て・家庭教育支援、④子ども・若者の応援、⑤ユニバーサルデザイン・バリアフリー
分野6	雇用・労働	①地域雇用、②労働環境、③男女平等参画、④その他
分野7	撤退等	①店舗閉鎖時・核テナント撤退時の対策
分野8	その他	①その他地域貢献への取り組み

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎5階）

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 ※詳しくは市公式ウェブサイトへ

電話：052-972-2433 FAX：052-972-4138

電子メール：a2430@keizai.city.nagoya.lg.jp

名古屋市 地域貢献条例

検索